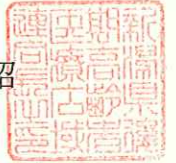


新潟県後期高齢者医療広域連合告示第7号

平成21年3月26日付けで専決された平成20年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第219条第2項及び新潟県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第17号）第15条第1項の規定に基づき告示する。

平成21年3月26日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭



記

平成20年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

専決処分第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、平成20年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について、次のとおり専決処分する。

平成21年3月26日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭



平成20年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について

平成20年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）は、別紙のとおりとする。

平成20年度

一般会計補正予算書（第2号）

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

専決処分第1号別紙

平成20年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

平成20年度新潟県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91,105千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,985,095千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月26日

新潟県後期高齢者医療広域連合
連合長 篠田 昭